

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.55

はじめに

本号では、知的財産をめぐる様々な話題について論じることとする。すなわち、食料品分野における模倣品取引が憂慮すべきレベルで増加してきていること、アフリカにおけるイノベーションが必ずしも上手く運んでいないことを示唆する ARIPO の統計、シエラレオネの商標登録の更新期間に関する重大な変更、トーゴが商標訴訟の判決を言い渡したこと（おそらく最初の判決ではないかと思われる）、ザンビアで示された 2 件の重要な商標判決などである。

アフリカ — 食品その他の消耗品の模倣

Vashiti Nagel 氏が執筆した記事「アフリカ全土に出回る消耗品の模倣品 (Counterfeit consumables across Africa)」が、2020 年 8 月 11 日付で GoLegal.co.za のサイトに掲載されている (<https://www.golegal.co.za/counterfeit-food-africa/>)。この記事では、しばしば見過ごされがちな問題が取りあげられている。その問題とは、食品などの消耗品の分野で大量の模倣品が出回っているという事実である。

この記事の著者は、聞き捨てならない不安材料をいくつか指摘している。

1. アフリカで販売されている消耗品や主要な食料品の多くは模倣品である。以下に挙げる例は氷山の一角である。
 - 発がん性が判明している食品着色料「Sudan IV」が混入されたパーム油
 - 動物性たんぱく質を全く含んでいない牛乳の模倣品（ナイジェリア）
 - 人間が口にするのに適さないリサイクルオイルから製造された植物油（ケニア）
 - 周知ブランドが表示されたプラスチック製の米
2. この種の模倣品が子供たちに及ぼす影響は深刻である。以下はその一例である。
 - 子供たちが必要な栄養分を摂取できない。
 - 子供たちが栄養失調に陥る。
 - 子供たちの心身の発達に生涯にわたる影響が生じる可能性がある。
 - ナイジェリアでは、模倣品のビスケットを食べた 2 人の子供が死亡したことが知られている。
3. この種の模倣品がこれほど蔓延してしまった理由は、製造業者が安価な輸入品との競争の激化に直面していることにある。

ARIPO — ARIPO 長官が語った若干の考察

2020年8月19日付で発行された月刊誌「Managing IP」に、「ARIPO 長官は語る：知的財産権の出願がアフリカのイノベーション能力を上昇させる理由 (ARIPO head: why IP filings can boost Africa's innovation prowess)」と題された記事が掲載されている

(<https://www.managingip.com/article/b1mzwjcg7c03v7/aripo-interview-how-ip-rights-can-boost-africas-innovation-prowess>)。Fernando dos Santos 氏のインタビューを盛り込んだ特集記事で、その中には興味深い指摘がいくつか見受けられる。

- アフリカの人々の特許出願状況は、アフリカではイノベーションがほとんど見られないということを示唆しているのかもしれない。2019年のPCT出願のうち、アフリカ諸国の国民が出願したものは0.2%に過ぎない。この数字は、ここ3年程変化していない。
- ARIPO への特許出願も低調である。1984～2019年にかけて、ARIPO に提出された出願は11,896件にとどまった。そのうちARIPO 加入国からの出願は僅か2.5%、他のアフリカ諸国からの出願も8.5%に過ぎない。
- ただし、ARIPO への特許出願は上昇傾向を見せているようだ。2017年には433件だった出願件数が、2018年には691件、2019年には868件になっている。
- 上に挙げた数字はどれも盛り上がりには欠けているが、アフリカの問題は、イノベーションが大きく欠如している訳ではなく、むしろイノベーションが特許出願に反映されないことである。dos Santos 長官によれば、特許の願書を作成するスキルが欠けていることが一つの問題だという。この問題は教育によって対策されつつある。もう一つの問題は、アフリカ企業に知財に関する認識が欠けていることである。この問題に対しては、セミナーという手法で対策を進めている。
- 商標に関しては、見通しはもっと明るい。ARIPO への出願の3分の1はARIPO 加入国が占めており、他のアフリカ諸国からの出願も8%を占めている。

シエラレオネ — 商標登録の更新期間

シエラレオネでは、ここしばらく商標法をめぐって一定の混乱が存在していた。2014年に新商標が発効し、旧商標法 (Trade Marks Act, Cap 244) に取って代わった。

この新法によって、商標法は著しく近代化された。新法による改正点のひとつは、旧法時代に用いられていた分類システム——商品50種類のみから構成され、役務を含まない英国の古いシステム——に代わってニース分類システムを採用したことである。もう一つの改正点は、以前は14年であった商標登録の更新期間が、10年という標準的な期間に短縮されたことであった。

ところが、新法の施行規則がいつこうに公布されなかった。つまり、法技術的に言うならば、この新法は施行されていないことになる。しかし、確かに適用されている。少し前のことであるが、登録官が登録局のスタッフに口頭で指示を与えており、それによって2018年1月15日から新法に効力が与えられ、法として適用されることになっていた。

その結果、現在ではニース分類が適用され、14年ではなく10年を更新期間とする登録証が発行されている。

このようなやり方が適正であったか否かも議論を呼ぶところであるが、現状は以下のようなものである。

- 2018年1月15日以降に願書が提出された新規の商標出願については、おしなべて10年の更新期間が自動的に適用される。
- 2018年1月15日の時点ですでに願書が提出され、係属中であった商標出願については、当初の更新期間は14年となる。
- 2018年1月15日より後に願書が提出された更新出願については、登録更新日に関係なく、更新期間は全て10年となる。
- 登録更新日が2018年1月15日より前であり、更新出願が更新日より前になされた場合、旧法に定められた14年の更新期間がそのまま適用される。
- 登録更新日が2018年1月15日より前であり、更新出願が更新日より後になされた場合、新法に基づく10年の更新期間が適用される。
- 登録更新日が2018年1月15日より後であり、更新出願が更新日より前になされた場合、新法に基づく10年の更新期間が適用される。

もちろん、施行規則なしに新法を適用するという行為に対して、いつの日か法律上の問題提起がなされるであろうことは想像に難くない。しかし、我々の見解によれば、商標権者は、2014年法が発効しており、従って役務は商標登録の対象であり、その登録期間と更新期間は10年であるという推定の下で行動すべきである。

トーゴ — OAPI の商標登録を無効とする判決

トーゴはOAPIの登録制度に加入している。そのトーゴで、知的財産に関する最初の判決ではないかと思われるものが裁判所から言い渡された。ロメ（トーゴの首都）の控訴裁判所が、OAPIの商標登録に関する無効の申立てを認めたのである。

この訴訟において、裁判所は、オランダ企業である Vlisco B.V. が Orson Consultants Ltd. という会社の名前で登録した商標「SUPER WAX BLOCK PRINTS & Device」の真の権利者であると認定した。その結果、問題の登録は、改正版「バンギ協定付属文書 III」の第24条にいう意味で Vlisco の権利を侵害していることになる。

ザンビア — 善意の同時使用に基づく商標登録

最近ザンビア最高裁が LA Group Limited v United States Polo Association (10 July 2020)の訴訟で示した判決は、善意の同時使用または特段の事情を根拠とした商標登録の問題を扱っている。この訴訟の歴史は長く、登録局から始まって高裁に移行し、さらに控訴裁判所に上訴され、最終的には最高裁まで争われることとなった。

ザンビア商標法 (Trade Marks Act Cap 401) は非常に時代遅れのものであり、現代に適合した法律の策定が 2011 年以来進行中である。現行法の第 17 条(1)は、同一の商品または商品説明に関してすでに登録されている商標と同一の標章や、混同を惹起するほどに既存の登録商標に類似した標章の登録を禁じている。

しかし、第 17 条(2)は第 17 条(1)について例外規定を定めており、「善意の同時使用その他の特別な事情がある場合」、登録官は第 17 条(1)に違反する標章の登録を認めることができると規定している。

今回の訴訟で争点となったのは、ポロ競技者の図案を使った商標を第 18 類および 25 類に登録する権利が被告の US Polo Association にあるか否かということであった。上告人である LA Group が同じ分類について類似の商標をすでに登録していたからである。登録官は、両者の商標が第 17 条(1)にいう混同を惹起する程度に類似していることを認めたが、第 17 条(2)に基づいて登録を許可した。そこで、この事案は控訴に委ねられることとなった。

控訴裁判所 (Court of Appeal; CA) は、両者の商標が混同を惹起する程度に類似しているという点については同意したが、第 17 条(2)に基づいて後続商標の登録を許可した登録官の決定は妥当であったと述べた。

CA の解説によれば、登録が認められる特段の事情とは「相手方の商標が十分な商業的成功を収めており、それによって出願人の商標等の後続商標から識別される傑出したものとなっているという事実や、他の法域すなわち米国、ドイツ、英国、日本等において複数の商標の併存が実現可能であることが証明されているという事実」だという。さらに、「第 18 類および 25 類に含まれる商品に関係しているか否かに関わらず、『ポロ (polo) 』という言葉を用いた商標が世界各地で数多く登録されているという事実」に「登録官が「公正な目を向けた」のは妥当であったと述べている。

CA は先行登録商標の商業的成功と他国における商標の併存を重視しているが、最高裁の裁判官たちはその点が納得できなかった。最高裁を代表して判決を言い渡した裁判官は、商業的成功について次のように述べている：「当法廷の見解によれば、商業的成功は、2つの商標の併存を可能にするような特段の事情の要件を満たしていない。そのようなことを認めれば、商業的に成功している商標を保護するという目的全体が破綻してしまうだろう。単にある商標が商業的に成功しているという理由だけで、当該商標との混同を惹起するほど類似した他の商標が当

該商標と同じ登録分類に追加され、それにより商業的に成功を収めた商標が希釈されることがあってはならない。」

裁判官はさらに続けて他の要件についても述べている：「他の法域において被上告人の商標が登録されていることを示す証拠はなく、例示された法域において当該商標が商業的に成功していることを示す証拠もなく、ザンビアにおける善意の同時使用を示す証拠も存在しない。それに、polo という商標が世界中で数多く使用されているという証拠もない。」

最高裁判決が最終的に言わんとするところは、第 17 条(2)の適用はザンビア国内において善意の同時使用があった場合に限定される、ということであろうと思われる。その他の要素（他の国における並存など）は無関係なのである。

商標 — 悪意は異議申立理由となりうるか

ザンビア登録局が最近示した審決 Trade Mark Application for TORCH in class 11 in the name of Xu Benzhou and opposition thereto by Anhui Liangliang Electronic Technology Co Limited (Xu Benzhou を名義人とする商標 TORCH の第 11 類への登録出願と、当該出願に対する Anhui Liangliang Electronic Technology Co Limited の異議申立) は、悪意 (bad faith) は商標出願に対する有効な異議申立理由となりうるか否かという問題を扱っている。

この事案では、まず商標「Torch」の第 11 類への登録を求める出願がなされ、それが受理されて公告されていた。その後で類似の商標「CTorch」の登録を出願した企業——この登録は先行出願「Torch」に基づいて拒絶された——は「Torch」の出願に対して異議を申し立てたが、異議申立理由として特に悪意が挙げられていた。

ザンビア法の下では、悪意は異議申立理由として明示されていない。しかし登録官は、商標法が異議申立理由を明確に規定していない以上、出願人が登録を求める権利を否定するような理由なら何であれ援用することができるとの判断を示している。悪意の有無を詮議する際に考慮すべき要素としては、出願人が異議申立人の権利の存在を知っていたか否か、出願人の行動は合理的・誠実・公正な商行為の規範に違背していたか否か等の要素が挙げられる。

事実関係に基づき、商標「Torch」の出願はザンビアの周知商標である「CTorch」の出願を徹底的に阻止する目的で行われた、との判断を示した。結果的に問題の出願は悪意でなされたものであり、それゆえにこの出願は拒絶された。

タンザニア — オンライン出願

最近、オンラインによる商標出願がタンザニア連合共和国のザンジバルで可能になるという発表があった。ただし、このサービスを利用できるのはタンザニア本土に所在している代理人だけだという点に留意しなければならない。本土の代理人たちは、願書提出のためにわざわざザンジバル諸島まで出向くという状況に明らかに難渋しているのである。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 55

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2020年9月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。